

## 板橋区養育支援訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する養育支援訪問事業として、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭(以下「要支援家庭」という。)を早期に把握し適切なサービスを提供するため、板橋区養育支援訪問事業(以下「事業」という。)の実施に必要な事項を定め、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることにより、児童の権利の擁護、児童虐待等の未然防止に努め板橋区の全ての児童が適切に養育されることを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象となる要支援家庭は、板橋区に住所を居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 若年の妊婦及び妊婦健診未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援が特に必要な家庭
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、児童虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (5) その他、様々な原因で児童の養育の環境が、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ることに不適切な環境であり、特に支援が必要と認められる家庭
- (6) 前各号で掲げるもののほか、区長が必要であると認める者がいる家庭

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 専門的相談支援として、養育者に対する育児についての相談、指導及び板橋区等が実施する要支援家庭の環境改善に資する研修や講習会の参加斡旋並びに要支援家庭に対して必要な保健福祉サービス事業の実施計画(以下「支援計画」という。)の作成を行う。
- (2) 作成された支援計画に基づき支援目標、支援内容、方法、スケジュール等について訪問支援及び面談を行う。
- (3) 家事、育児支援として掃除、洗濯、調理等の家事及び短時間の一時保育等の育児支援を行う。
- (4) 一時的な母子(父子)分離、保護者のレスパイトの必要がある場合、ショートステイを行う。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める場合は、要支援家庭への必要な支援を行う。

(支援の実施者)

第4条 前条各号に定める事業内容は、それぞれ次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者が行う。

- (1) 前条第1号及び第2号の事業 板橋区子ども家庭総合支援センター職員のうち保健師、看護師、福祉、保育士、児童指導、心理等の職種の職員が行う
- (2) 前条第3号の事業 家事支援は板橋区育児支援ヘルパー派遣事業実施要綱(平成18年1月6日区長決定)に基づく育児支援ヘルパー、板橋区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成12年3月27日区長決定)に基づく援助会員である者
- (3) 前条第4号の事業 板橋区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱(平成8年5月13日区長決定)、板橋区乳児ショートステイ事業実施要綱(平成28年3月24日区長決定)、板橋区子どもショートスイ(協力家庭)事業実施要綱(令和3年3月1日区長決定)に基づき区が委託する児童養護施設等及び協力家庭
- (4) 前条第5号の支援 区長が特に必要と認める支援者

(費用負担)

第5条 要支援家庭に属する保健福祉サービス事業の利用が必要な対象者(以下「利用対象者」という。)が、本事業の利用に際し要する経費は、利用対象者の負担とする。

(利用料の免除)

第6条 区長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用料を免除することができるものとする。

- (1) 利用対象者の属する世帯が、災害等不時の事故により生活が困難になったとき。
- (2) 利用対象者として決定された日現在、利用対象者が属する世帯が生活保護受給中であるとき。
- (3) 利用対象者の配偶者が、少年院その他これらに準ずる施設に収容されているとき又は監獄・労務場若しくはその他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- (4) 利用対象者として決定された日の当該年度の賦課期日現在において、利用対象者の属する世帯が非課税世帯であるとき。
- (5) 利用対象者の属する世帯が板橋区就学援助費支給要綱(昭和59年4月1日区長決定)に基づく就学援助費を受給中であるとき。
- (6) 第1号から第5号までの理由に関わらず、要支援家庭の児童の権利が著しく侵害される恐れがあると区長が認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(申請)

第7条 利用者は、板橋区養育支援訪問事業利用兼利用料免除申請書(第1号様式)により、サービス利

用及び利用料の免除について区長に申請しなければならない。

(決定)

第8条 区長は、前条の規定に基づく利用対象者の申請を受けたときは、別に定める関係機関担当者による支援調整会議により支援対象者とするかについて決定する。

2 前項の規定により利用対象者として決定した場合は、利用対象者の属する世帯の状況及び児童の置かれている状況を調査し、利用料の免除の可否についても決定し、板橋区養育支援訪問事業利用兼利用料免除決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(事業の実施)

第9条 利用対象者として決定した者は、区長が別に指定する保健福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）から、支援計画に基づく保健福祉サービス事業の提供を受ける。

2 前項の場合において、当該保健福祉サービス事業の利用時間又は利用回数に限度が設けられているときであって、当該利用時間又は利用回数では第1条に定める目的を達成できないときには、第8条第1項の支援調整会議の議を経て、当該目的を達成するのに必要な限りにおいて、当該利用時間又は利用回数を上回ることができる。

(事業の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1号に定める専門的相談支援に応じないとき。
- (2) 事業の決定を受けた対象者が、利用目的に反する行為をしたとき。
- (3) 事業の決定を受けた対象者が、事業者の指導に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が定める。

(付 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。